

異動届の記入のしかた

1. 全般的な留意点

- (1) 特別徴収されている納税者が退職、転勤などの異動理由により給与の支払いを受けなくなった場合、また、特別徴収していない方でも異動した年の1月1日現在、美幌町に住所があり、かつ1月2日から5月31日までの間に給与の支払いを受けなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要な事項を記入して、異動事由の発生した日から10日以内に提出してくださるようお願いいたします。
- (2) 特別徴収義務者指定番号の欄には、税額通知書に記載の指定番号を必ずご記入ください。
- (3) 納税者が、転勤、退職などによって住所を変更した場合は、必ず変更（異動）後の住所（方書き）を記入してください。
- (4) 住民税が非課税の人、あるいは年税額が5,000円以下で既に1回で納入済の人についても、その後に異動があった場合には、異動届を提出してください。

2. 普通徴収に切り替える場合

納税者が退職・休職・死亡・会社解散などにより特別徴収を継続できなくなった場合、残りの税額は個人で納めていただく（普通徴収といいます）こととなります。

ただし、1月1日から4月30日の間に退職・休職した者は、一括徴収の方法によります。
→「3. 一括徴収する場合」参照

記入例①

特別徴収に係る給与所得者異動届出書					※市町村処理欄								
					宛名番号等								
美幌町 長 殿 平成 年 月 日提出		住所(居所) 又は所在地 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目1番地		給与支払者 (特別徴収義務者) 株〇〇物産 印		特別徴収義務者 指定番号 123456							
		氏名又は名称		個人番号 又は法人番号 1122334455667		連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号 総務課 給与係 北海道 一郎 (電話番号 0152-73-〇〇〇〇)							
		受給者番号 (整理番号) フリガナ ビホロ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 36,000 円		(イ) 徴収税額 15,000 円		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 21,000 円		異動 年月日 29.10.31			
氏 名 美幌 太郎		生年月日 平成 1年 1月 1日		住所 美幌町字東1条北2丁目1番地		個人番号 111122223333		異動の事由 ①. 退職 2. 休職 3. 死亡 4. 転勤 5. 就職 6. その他		異動後の未徴収税額の徴収 ①. 普通徴収 2. 一括徴収 (下欄Aに記入) 3. 特別徴収継続 (下欄Bに記入) 4. 特別徴収開始 (下欄Cに記入)		退職時までの 給与支払額 100,000 円 控除社会 保険料額 10,000 円	

第十八号様式(第十条関係)

3. 一括徴収する場合

(1) 一括徴収とは

納税者が異動により特別徴収されないことになった場合、残りの税額を個人で納める普通徴収によるのではなく、会社が退職日の月末までに全額徴収し、翌月10日までに納入する方法をいいます。退職日によっては本人の申し出を必要とする場合もありますが、できる限りこの方法で納入くださるようご協力をお願いします。

(2) 一括徴収の対象となる納税者

6月1日から翌年4月30日までの間に退職または休職されている納税者で、退職後支払われるべき給与または退職手当などが未徴収税額を超えている場合に一括徴収の対象となります。

(3) 一括徴収の方法

- ① 6月1日から12月31日までの間に退職または休職される納税者については、退職日の月末までに一括徴収することの了解を得て徴収してください。
- ② 1月1日から4月30日までの間に退職または休職される納税者については、本人の申し出に基づくことなく一括徴収しなければなりません。

(4) 一括徴収した場合の届け出及び納税者の押印

一括徴収した場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の一括徴収月、一括徴収税額を必ず記入し、異動者印欄には納税者の印を押印のうえ、退職などをした日から10日以内に提出してください。

ただし、1月1日以降の退職者については納税者の印の押印は必要ありません。

記入例②

特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市町村処理欄	
宛番号等	

第十八号様式（第十条関係）

美幌町 長 殿 平成 年 月 日提出		住所(居所)又は所在地 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目1番地						
		給与支払者(特別徴収義務者) 氏名又は名称 ㈱〇〇物産 (印)	特別徴収義務者指定番号 123456					
		個人番号又は法人番号 1122334455667	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 総務課 給与係 北海道 一郎 (電話番号 0152-73-〇〇〇〇)					
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
受給者番号(整理番号)		円 36,000	平成29年 6月から	円 21,000	29.10.31	① 退職 ② 一括徴収 ③ 死亡 ④ 転勤 ⑤ 就職 ⑥ その他	1. 普通徴収 ② 一括徴収 (下欄Aに記入) 3. 特別徴収継続 (下欄Bに記入) 4. 特別徴収開始 (下欄Cに記入)	円
フリガナ	ビホロ タロウ		平成29年10月まで					円
氏名	美幌 太郎		円					円
生年月日	平成 1年 1月 1日		円					円
住所	美幌町字東1条北2丁目1番地		円					円
個人番号	111122223333	円	円	円	円	円	円	円

A 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合

一括徴収の理由 1. 異動が平成29年12月31日までで、申出があったため(10月15日申出) 2. 異動が平成 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため	異動者印 (美幌)	徴収予定		一括徴収分は 10 月分で納入します。 (11月10日納期限分)
		徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	
		10月20日	円 21,000	

4. 特別徴収継続の場合

納税者が、転勤または退職後の新勤務地において、引き続き特別徴収する場合、経理担当者は必ず事前に新勤務地の経理担当者と連絡をお取りください。異動届には新しい給与の支払者の名称・所在地連絡先・担当者名を記入してください。

記入例③

特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市町村処理欄	
宛番号等	

第十八号様式(第十条関係)

美幌町 長 殿 給与支払者 (特別徴収義務者)		住所(居所)又は所在地	北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目1番地					
		氏名又は名称	株式会社〇〇物産 (印)		特別徴収義務者 指定番号	123456		
		個人番号又は法人番号	1122334455667		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	総務課 給与係 北海道 一郎 (電話番号 0152-73-〇〇〇〇)		
平成 年 月 日提出								
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時までの 給与支払額
受給者番号 (整理番号)	フリガナ	円 36,000	平成29年 6月から 平成29年10月まで	円 21,000	29. 10. 31	1. 退職 2. 休職 3. 死亡 4. 転勤 5. 就職 6. その他	1. 普通徴収 2. 一括徴収 (下欄Aに記入) 3. 特別徴収継続 (下欄Bに記入) 4. 特別徴収開始 (下欄Cに記入)	円
氏名	美幌 太郎		控除社会 保険料額					
生年月日	平成 1年 1月 1日		円					
住所	美幌町字東1条北2丁目1番地							
個人番号	111122223333							

B 特別徴収を継続する場合

新しい勤務先の住所又は所在地	北海道網走郡 美幌町字大通北2丁目1番地	特別徴収義務者 指定番号	987654
新しい勤務先の氏名又は名称	株式会社△△建設	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	経理課 人事係 北海道 一郎 (電話番号 0152-73-△△△△)
月額3,000円を11月から徴収します。			

C 就職等により特別徴収を開始する場合

特別徴収開始の理由	1. 就職したため 2. 本人の希望による 3. その他
普通徴収の 期分から変更します。 月分以降より徴収可能です。 ※徴収開始月、月額額については後日町から通知します。	

5. 新規で特別徴収する場合

普通徴収で納めていた納税者が就職し特別徴収となった場合、二重納付防止のため本人宛に送付された普通徴収の税額通知書を確認のうえ記入してください。

記入例④

特別徴収に係る給与所得者異動届出書					※市町村処理欄			
					宛名番号等			
美幌町 長 殿		住所(居所)又は所在地	北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目1番地					
		給与支払者(特別徴収義務者)	氏名又は名称	株式会社〇〇物産 (印)	特別徴収義務者指定番号	123456		
		個人番号又は法人番号	1122334455667		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	総務課 給与係 北海道 一郎 (電話番号 0152-73-〇〇〇〇)		
平成 年 月 日提出								
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
受給者番号(整理番号)	フリガナ	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	円	29.10.31	1.退職 2.休職 3.死亡 4.転勤 5.就職 6.その他	1.普通徴収 2.一括徴収(下欄Aに記入) 3.特別徴収継続(下欄Bに記入) 4.特別徴収開始(下欄Cに記入)	円
氏名	ビヒロ タロウ							控除社会保険料額
生年月日	美幌 太郎							円
住所	平成 1年 1月 1日							
個人番号	美幌町字東1条北2丁目1番地							
	111122223333							
B 特別徴収を継続する場合				C 就職等により特別徴収を開始する場合				
新しい勤務先の住所又は所在地	特別徴収義務者指定番号	課 係		特別徴収開始の理由		1. 就職したため 2. 本人の希望による 3. その他		
新しい勤務先の氏名又は名称	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	(電話番号 _____)		普通徴収の 3 期分から変更します。 11月分以降より徴収可能です。 ※徴収開始月、月額額については後日町から通知します。				

第十八号様式(第十条関係)